

## 対象商品の基本的要件(推奨マーク認定商品)

推奨マークの対象となる商品は、国内で販売される商品で、以下の要件を満たしたものととなります。

1. 日本国内で消費され回収された使用済み「指定PETボトル」を再生したPET樹脂であるフレーク、ペレットまたはパウダーを、商品の「主要構成部材」の原料として一部ないし全てを利用しているもので、「PETボトルリサイクル推奨マーク認定基準」に適合していること。
2. 商品の品質および安全性については、商品の関係法令や業界基準等に適合していること。
3. 商品の製造および使用において、PETボトル再生材を用いることが環境負荷を増大させないこと。

2017年10月1日 PETボトル協議会 改訂

## 推奨マークの認定申請登録

推奨マークの認定申請にあたっては、PETボトルリサイクル推進協議会ホームページを参照してください。トップ画面のメニュー「PETボトルリサイクル推奨マーク」の中にある「PETボトルリサイクル推奨マークについて」画面の「推奨マーク認定申請について」に記載しています。

- STEP 1** 運用規則、認定基準、使用の手引きを参照してください。
- STEP 2** 「PETボトルリサイクル推奨マーク商品認定申請書」をダウンロードしてください。
- STEP 3** 記入例を参考に申請書に必要事項を記入し、捺印してください。
- STEP 4** 「証明書様式1、2」の証明書を購入ルート各購入元に依頼してください。推奨マーク認定済み商品を中間原料として使用する場合は、「証明書様式1、2」に替えて、「証明書様式3」を用いても構いません。(証明書:再生PETを25%以上使用していることの証明)
- STEP 5** 4. を入手後申請書類一式に証明書を添付し、下記まで送付してください。
- STEP 6** PETボトル協議会が毎月開催するリサイクル推奨マーク認定委員会にて、提出された書類をもとに、対象商品が認定基準を満たしているかを判断します。
- STEP 7** 審査認定後、認定登録番号を交付し、申請者に「リサイクル推奨マーク商品認定通知書」を以て通知します。推奨マーク登録料は1万円/件、有効期間は2年です。
- STEP 8** 登録商品をPETボトルリサイクル推進協議会ホームページ上の「PETボトル再利用品カタログ」にご希望に応じて掲載します。

### PETボトル協議会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 ニッケイビル2階  
TEL: 03-3662-7591 FAX: 03-5623-2885  
URL: <http://www.petbottle-rec.gr.jp/about/bottle-kyo>



植物油インクで印刷されています。



2019.6

国内で消費・回収された使用済みPETボトルを原料とした商品をお持ちの方々へ

# PETボトルリサイクル推奨マーク 認定商品登録のご案内

当協議会は・・・

持続可能な社会実現に向け、再生PET製品を使用することを当たり前にしたい。

再生PET製品にすることで「環境に配慮した」1ランク上のアピールもできると思います。

消費者が商品を選ぶ際“環境に良い再生PET製品を使っている商品を買おう”と  
思っていたことが嬉しいです。



このPETボトルリサイクル推奨マークは  
小中学生向けの教材などで  
広く紹介されています。

## PETボトル 再利用品

[ 第4版 ]

PETボトル協議会  
PETボトルリサイクル推進協議会

